



がんばっています

佐渡市立両尾小学校

両尾小学校は全校児童が27名の学校です。児童数は少ないですが、地域の皆様から支えられ、地域との関わりを大切にして学習活動がんばっています。昨年度の当校の取組を紹介します。

一 地域人材の活用

(一) 着衣泳

両尾海岸で行っている着衣泳です。佐渡ライフセービングクラブと佐渡海上保安署の皆さんからご指導していただきました。海が身近にある両尾っ子にとって、海の楽しさや怖さを知るとても意義のある活動です。



(二) 版画学習

両津大川地域は版画制作が盛んな地域です。制作に携わっておられる方から効果的な図案の描き方や彫り方などについて、毎年ご指導をいただいています。ご指導のおかげで、年々、児童の制作技術が着実に向上しています。



二 地域素材の活用

(一) 民話劇

佐渡や両尾地域に伝わる民話を題材に民話劇を創作し、文化祭などで披露しています。昨年度は「二つ岩の団三郎」という相川に伝わる話をもとに劇化しました。



(二) 子ども鬼太鼓

全校児童による鬼太鼓の練習を通して、佐渡に伝わる伝統芸能を学ぶとともに、佐渡の文化の深さを再確認しています。



二 地域住民や地域とのかかわり

毎年、両尾公民館主催の交流会で地域のおじいさん・おばあさんとの交流を行っています。市の音楽発表会で演奏した曲を披露したり、一緒にゲームをしたりしています。

また、学校の前に広がる両尾海岸のゴミ拾いなどを全校児童で行い、環境問題について学ぶ機会にしています。



◆教育委員会 学校教育課
☎23-4898 (両津支所内)

生活情報 さど

訪問販売による住宅リフォーム 契約は慎重に！

悪質な事業者にご注意しましょう

一部の悪質なリフォーム事業者の訪問販売についての相談が寄せられています。特に悪質な事業者は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を狙って訪問するケースが多いようです。

【相談事例】

突然、外壁工事をするという業者が自宅の点検をさせてほしいと訪問してきた。必要ないと強く断ったが、なかなか帰ってくれず、あまりにも強引な勧誘に契約しそうになった。

【アドバイス】

訪問販売による契約は、クーリングオフができます。また長時間におよぶ居座り等強引な勧誘などの場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことも可能です。

事業者の選択肢を多くし、比較検討することも大切です。

契約をする前に家族や消費生活センターにご相談ください。

【悪質事業者の勧誘方法は？】

● やせし言葉つかいで、お年寄りの話を聞き、商品をすすめる

☞ 高額な契約をすすめる時は、きちんと対応ができる家族に同席して

もらいましょう。

● 「無料でお宅を点検します」と言葉巧みに近づくと

☞ タダより高いものはない。「無料」という言い方には特に注意しましょう。契約をするまで、

何時間でも居座る

☞ 契約してもらおうまで何時間でも居座り、契約しようとしています。「帰ってください」と行っても帰らない場合は、警察に連絡してください。

● 契約後に次々と別工事をすすめる

☞ 契約後または工事中に、次々と別の工事を勧める事業者もいます。別の工事が本当に必要なものか、よく判断してから決めましょう。

不安な時は、消費生活センターにお問い合わせください

お問い合わせ

佐渡市消費生活センター
(佐和田行政サービスセンター内)
(平日) 午前9時～午後4時
☎57-8143

消費者ホットライン1188
(嫌や・泣き寝入り)